

議案第 87 号

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市都市公園条例の一部を改正する条例

甲賀市都市公園条例（平成16年甲賀市条例第135号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
------------	--------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフコース」を削る。

別表第3中「プール」を削り、

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
------------	--------	------------------	-----------------

」を

「

甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで

」に、

「全天候テニスコート」を「人工芝テニスコート」に改め、「ターゲットバードゴルフ」を削る。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条、第18条の2関係）

1 甲賀市水ロススポーツの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名		区分		金額（円）	
				市内	市外
陸上 競 技 場	競技場	平日1時間当たり	貸切	2,000	4,000
		土日祝日1時間当たり	使用	2,500	5,000
		団体（10人以上）使用 1回当たり	共用 使用	2,000	4,000
				200	400
		会議室	1回当たり	—	500
	ミーティング室	—	500	1,000	
	シャワー	—	100	100	
	指導員室	—	500	1,000	
	広告物の表示	1日当たり	—	2,000	4,000
	野 球 場	野球場	平日1時間当たり	—	1,500
土日祝日1時間当たり			—	2,250	4,500
スコアボード		1試合当たり	—	2,000	
照明設備		1時間当たり	1 / 2点 灯	5,000	
			全点 灯	10,000	
本部室		1回当たり	—	500	1,000
審判室				500	1,000
来賓室				500	1,000
控室（1室につき）	500			1,000	
会議室（1室につ	500			1,000	

	き)				
	記録放送室			500	1,000
	シャワー室（1室につき）			1,000	2,000
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グラウンド	平日1時間当たり	1面	1,500	3,000
			1 / 2面	1,000	2,000
	クレーグラウンド	土日祝日1時間当たり	1面	2,250	4,500
			1 / 2面	1,500	3,000
	照明設備	1時間当たり	1面	4,000	
	テ ニ ス コ ー ト	水口スポーツの森人工芝コート	1面1時間当たり	平日	600
土日				800	1,600
祝日					
野洲川河川公園ハートコート					
照明設備			1面	700	

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目

的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

6 「貸切使用」とは団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、「共用使用」とは利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは小学生、中学生及び高校生を、「幼児」とは未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水口スポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額（円）
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画（宿泊無し）		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
	ロッジ	和室・ホール	宿泊	大人1泊1人当たり
利用			小人1泊1人当たり	1,000
時間		和室（1室につき）・ホールそれぞれ1時間当たり	200	

備考

- 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂（シャワー）の使用料を含む。
- 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。

5 未就学児の利用は無料とする。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額（円）
自然館展示室	個人	大人1人	200
		小人1人	100
	団体	大人1人	150
		小人1人	70

備考

- 1 1の表備考4は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名	区分	1時間あたり金額 （円）
甲賀市鹿深夢の庭 夢の森	午前9時から午後6時まで	1,000

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名	区分	1時間1面あたり金額（円）		
		市内	市外	
ハードコート	甲賀市ひのきが丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	—	700	
人工芝コート	甲賀市甲賀中央公園	—	600	1,200
		照明設備	—	300
クレイコート	甲賀市甲賀中央	—	300	600

	公園			
	甲賀市柏木公園	—	150	300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分		1時間あたり金額（円）	
				市内	市外
野球場	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	平日	1面	900	1,800
		土日祝日	1面	1,000	2,000
	甲賀市甲賀中央公園野 球場	—	1面	800	1,600
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設 備	甲賀市ひのきが丘公園 野球場	—	1面	700	
		—	全点灯	2,400	
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場1	—	1 / 2点 灯	1,800	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名		区分		1時間あたり金額（円）	
				市内	市外
グラウ ンド	甲賀市甲賀中央公園多 目的グラウンド	—	1面	350	700
		—	1 / 2面	200	400
	甲賀市信楽運動公園多 目的広場2	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
	甲賀市信楽運動公園屋 根付多目的広場	—	—	—	—
甲賀市柏木公園多目的 グラウンド	—	1面	500	1,000	

照明設備	甲賀市信楽運動公園多目的広場 2	1 面	1, 8 0 0
	甲賀市信楽運動公園屋根付多目的広場	1 面	5 0 0

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名		区分	1 時間あたり金額 (円)	
			市内	市外
アリーナ	甲賀市甲賀中央公園	1 面	4 5 0	9 0 0
	体育館	1 / 2 面	3 0 0	6 0 0
照明設備	甲賀市甲賀中央公園	1 面	6 0 0	
	体育館	1 / 2 面	3 0 0	

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。

9 会議室

施設名		1 時間あたり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市甲賀中央公園	集会所	3 0 0	6 0 0
	レストハウス	3 0 0	6 0 0
	共同福祉センター研修室	3 0 0	6 0 0
	共同福祉センター大会議室	4 5 0	9 0 0
	共同福祉センター和室	2 0 0	4 0 0
甲賀市鹿深夢の森	甲賀匠の里作業室	3 0 0	6 0 0
	甲賀匠の里和室	2 5 0	5 0 0
	甲賀匠の里茶室	2 0 0	4 0 0

備考 1 の表備考 1 から 5 までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考 2 中「使用料の額 (照明設備は除く。)」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1 人 1 ラウンドあたり金額 (円)
-----	---------------------

	市内	市外
甲賀市野洲川児童公園	200	400

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市都市公園条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第 8 条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 有料公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 第 8 条に規定する有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 5 に掲げる使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 18 条の 2 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における第 12 条第 1 項に規定する別表第 4 (4) に掲げる行為をする場合の公園施設の利用料金の額は、別表第 4 (4) の範囲において、また、同条第 2 項に規定する有料公園施設の利用料金の額は、別表第 5 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p>

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 人工芝テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

別表第2（第8条関係）

有料公園施設

有料公園施設が属する公園	有料公園施設
甲賀市水ロススポーツの森	陸上競技場 野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール
(略)	
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート
(略)	
甲賀市甲賀中央公園	体育館 集会所 クレイテニスコート 全天候テニスコート 野球場 多目的グラウンド レストハウス

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場

	共同福祉センター研修室 共同福祉センター大会議室 共同福祉センター和室
(略)	
甲賀市信楽運動公園	多目的広場 1 (野球場) 多目的広場 2 (グラウンド) 屋根付多目的広場 ターゲットバードゴルフコース

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
甲賀市柏木公園	多目的グラウンド テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前6時から午後8時まで
(略)			

別表第3 (第8条関係)

施設名		閉園日	利用時間
甲賀市水口	(略)		
スポーツの森	野球場 多目的グラウンド テニスコート キャンプ場 ロッジ プール	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで 夜間利用施設 午後10時まで
甲賀市野洲川河川公園	テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から 午後5時まで
(略)			

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	人工芝テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

甲賀市甲賀中央公園	体育館	月曜日	午前9時から午後10時まで
	集会所	12月27日から翌年1月5日まで	
	クレイテニスコート		
	全天候テニスコート		照明設備の使用時間は午後9時まで
	野球場		午前9時から午後10時まで
	多目的グラウンド		
	レストハウス		
	共同福祉センター	研修室 大会議室 和室	祝日 12月28日から翌年1月4日まで
(略)			
甲賀市信楽運動公園	多目的広場1 (野球場)	12月28日から翌年の1月4日まで	午前9時から午後10時まで
	多目的広場2 (グラウンド)	毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	屋根付多目的広場		

備考 (略)

別表第5 (第12条、第18条の2関係)

1 甲賀市水ロススポーツの森（陸上競技場・野球場・多目的グラウンド・テニスコート）、甲賀市野洲川河川公園

施設名	区分	金額（円）		
		市内	市外	
陸上競技場	平日1時間 当たり	貸切使用	2,000	4,000
		土日祝日1 時間当たり	2,500	5,000
	団体（10 人以上）使 用1回当た り	共用使用	2,000	4,000
			個人使用1 回当たり	200
	会議室	1回当たり	500	1,000
ミーティ ング室		500	1,000	
シャワー		100	100	
指導員室		500	1,000	
広告物の 表示	1日当たり	2,000	4,000	
野 球場	平日1時間 当たり		1,500	3,000

施設の名称	単位金額			備考
	区分	市内	市外	
甲賀市水ロススポーツの森 陸上競技場	競技場内	貸平日1時間 当たり	2,000	4,000
		土日祝日1 時間 当たり	2,500 0円	5,000 0円

球 場		土日祝日1 時間当たり	二	2,250	4,500
	スコアボ ード	1試合当 たり	二		2,000
	照明設備	1時間当 たり	1/2点灯		5,000
			全点灯		10,000
	本部室	1回当たり	二	500	1,000
	審判室			500	1,000
	来賓室			500	1,000
	控室(1室 につき)			500	1,000
	会議室(1 室につき)			500	1,000
	記録放送 室			500	1,000
シャワー 室(1室に つき)			1,000	2,000	
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	人工芝グ ラウンド	平日1時間 当たり	1面	1,500	3,000
	クレーグ ラウンド	土日祝日1 時間当たり	1/2面	1,000	2,000
			1面	2,250	4,500
			1/2面	1,500	3,000
	照明設備	1時間当 たり	1面		4,000
テ	水ロスポ	1面1時間	平日	600	1,200

共 用 使 用	団 体 (1 0 人 以 上)	2,000	4,000	児童・生徒は半額とす る。(幼児は無料)
		0円	0円	
個 人 使 用	1 回 当 た り	200 円	400 円	

ニ ス コ ー ト	ーツの森 人工芝コ ート	当たり	土日祝日	800	1,600
	野洲川河 川公園ハ ードコー ト				
	照明設備		1面		700

備考

- 「市内」とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内に事業所、店舗その他の施設を置く法人が利用する場合に適用し、「市外」とは、市内以外の場合に適用する。
- 営利の目的をもって利用する場合の1時間当たりの使用料の額（照明設備は除く。）は、この表に定める額の3倍に相当する額とする。
- 前項の場合において、入場料その他これに類する金銭を徴収するときは、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 附帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。
- 「貸切使用」とは団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、

	た り			
会議室	1 回	500	1,000	
ミーティ ング室	当 た	500	1,000	
シャワー	り	100	100	
指導員室		500	1,000	
広告物の 表示	1 日	2,000	4,000	
野球場	区分	市内	市外	
	平日1時間 当たり	1,500	3,000	
	土日祝日1 時間当たり	2,250	4,500	
	スコア ボード 試 合	1	2,000	0円
	ナイト 一照明	1 /	1時間当たり 5,000	0円
		2		

「共用使用」とは利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。

7 競技場を団体使用する際、児童・生徒のみで利用する場合はこの表に定める額の半額とする。競技場を個人使用する際、児童・生徒はこの表に定める額の半額とし、幼児は無料とする。

8 「児童・生徒」とは小学生、中学生及び高校生を、「幼児」とは未就学児をいう。

9 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

2 甲賀市水ロススポーツの森キャンプ場・ロッジ

施設名		区分		金額 (円)
キャンプ場	キャンプサイト	1泊1区画		2,000
		1区画(宿泊無し)		1,000
	バーベキューサイト	10人以下		2,000
		11人以上20人以下		4,000
		21人以上		6,000
ロッジ	和室・ホール	宿泊利用	大人1泊1人当たり	1,500
			小人1泊1人当たり	1,000
		時間利用	和室(1室につき)・ホールそれぞれ1時間当	200

	点灯		
	全点灯	1時間当たり	
		10,000円	
本部室	1回	500円	1,000円
審判室	当た	500円	1,000円
来賓室	り	500円	1,000円
控室1		500円	1,000円
控室2		500円	1,000円
会議室1		500円	1,000円
会議室2		500円	1,000円
記録放送室		500円	1,000円
シャワ一室1		1,000円	2,000円

			たり	
--	--	--	----	--

備考

- 1 1の表備考4及び5は、この表において準用する。
- 2 寝具・浴衣の使用については実費を徴収する。
- 3 宿泊利用の場合は、冷暖房及び風呂(シャワー)の使用料を含む。
- 4 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 5 未就学児の利用は無料とする。

3 甲賀市みなくち子どもの森

施設名	区分		金額(円)
自然館展示室	個人	大人1人	200
		小人1人	100
	団体	大人1人	150
		小人1人	70

備考

- 1 1の表備考4は、この表において準用する。
- 2 「団体」とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
- 3 「大人」とは高校生以上を、「小人」とは小学生及び中学生をいう。
- 4 未就学児は無料とする。

4 野外広場

施設名	区分	1時間当たり金額(円)

	シャワー		1,000	2,000
	一室2		0円	0円
多目的グラウンド	区分		市内	市外
	平日1	1	1,500	3,000
	時間当	面	0円	0円
	たり	使用		
		1	1,000	2,000
		2	0円	0円
		面		
		使用		
	土日祝	1	2,250	4,500
	日1時	面	0円	0円
	間当た	使用		
	り	1	1,500	3,000
		2	0円	0円
		面		
		使用		

甲賀市鹿深 夢の森	夢の庭	午前9時から午後6時まで	1,000
--------------	-----	--------------	-------

備考 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

5 テニスコート

施設名		区分	1時間1面あたり金額 (円)	
			市内	市外
ハードコ ート	甲賀市ひのきが 丘公園	平日	600	1,200
		土日祝日	800	1,600
	照明設備	＝	700	
人工芝コ ート	甲賀市甲賀中央 公園	＝	600	1,200
	照明設備	＝	300	
クレイコ ート	甲賀市甲賀中央 公園	＝	300	600
	甲賀市柏木公園	＝	150	300

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

6 野球場

施設名		区分	1時間あたり金額 (円)		
				市内	市外
野球 場	甲賀市ひの きが丘公園	平日	1面	900	1,800
		土日祝日	1面	1,000	2,000
	野球場				

	ナイター照 明	1時間あたり 1面につき 4,000円		
テニスコート	平日	1時間 あたり 1面 につき 600 円		
	土日祝日	1時間 あたり 1面 につき 800 円		
	ナイター照 明	1時間 あたり 1面 につき 700 円		
キャンプ場	1人1日	100円		
ロッジ	宿泊 料	大人	1泊1人あたり 1,500円	・ただし、寝具・浴衣 の使用については 実費を徴収する。 ・宿泊料には、冷暖房、 風呂(シャワー)使 用料を含む。
		小人	1泊1人あたり 1,000円	
	施設	和室一室	1時間あたり2	

	甲賀市甲賀中央公園野球場	二	1面	800	1,600
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	平日	1面	1,300	2,600
		土日祝日	1面	1,800	3,600
照明設備	甲賀市ひのきが丘公園野球場	二	1面	700	
	甲賀市信楽運動公園多目的広場1	二	全点灯	2,400	
			1/2点灯	1,800	

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

7 グラウンド

施設名	区分	1時間当たり金額(円)			
		市内	市外		
グラウンド	甲賀市甲賀中央公園多目的グラウンド	二	1面	350	700
			1/2面	200	400
	甲賀市信楽運動	平日	1面	1,300	2,600

	使用料	ホール	00円	1時間当たり200円	ては、宿泊料を含む。	
プール	入場料	大人	1人	300円	・幼児の入場については、保護者同伴とし、保護者1人につき幼児2人までの入場とする。	
		小人	1人	150円		
		幼児	無料			
甲賀市みなくち子どもの森	自然館展示室	入館料	個人	大人1人	200円	・団体とは、一団の入館者の数が20人以上のものをいう。
			個人	小人1人	100円	
		団体	大人1人	150円		
			小人1人	70円		
甲賀市	テニスコート	昼間使用料	1時間当たり1面につき 平日 600円			

	公園多目的広場 2 甲賀市信楽運動 公園屋根付多目 的広場	土日祝日	1面	1,800	3,600
	甲賀市柏木公園 多目的グラウン ド	二	1面	500	1,000
照明 設備	甲賀市信楽運動 公園多目的広場 2	二	1面		1,800
	甲賀市信楽運動 公園屋根付多目 的広場	二	1面		500

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

8 体育館

施設名	区分	1時間あたり金額(円)		
		市内	市外	
アリーナ	甲賀市甲賀中央 公園体育館	1面	450	900
		1/2面	300	600
照明 設備	甲賀市甲賀中央 公園体育館	1面		600
		1/2面		300

野 洲 川 河 川 公 園			1時間あたり 1面 につき 800円 土・日・祝日	
甲 賀 市 野 洲 川 児 童 公 園	グラウンドゴルフ 場	1ラウンド	1人につき 200円	
甲 賀 市 ひ の き	野球場	平日	1時間当た り	600 円
		土日祝 日	1時間当た り	800 円
		ナイタ ー照明	1時間当た り	700 円

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。

9 会議室

施設名		1時間当たり金額 (円)	
		市内	市外
甲賀市甲	集会所	300	600
賀中央公	レストハウス	300	600
園	共同福祉センター研修室	300	600
	共同福祉センター大会議室	450	900
	共同福祉センター和室	200	400
甲賀市鹿	甲賀匠の里作業室	300	600
深夢の森	甲賀匠の里和室	250	500
	甲賀匠の里茶室	200	400

備考 1の表備考1から5までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

10 グラウンドゴルフ場

施設名	1人1ラウンド当たり金額 (円)	
	市内	市外
甲賀市野洲川児童公園	200	400

備考 1の表備考1から4までは、この表において準用する。この場合において、同表の備考2中「使用料の額（照明設備は除く。）」とあるのは、「使用料の額」と読み替えるものとする。

が 丘 公 園	テニスコート	平日	1時間当たり 1面に つき	600 円
		土日祝 日	1時間当たり 1面に つき	800 円
		ナイタ ー照明	1時間当たり 1面に つき	700 円

備考

- 1 市内とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者、市内に在住、在勤若しくは在学する者が半数を超える団体又は市内にその本拠を置く団体が利用する場合に適用し、市外とは、市内以外の場合に適用する。
- 2 貸切使用とは、団体が競技会、行事等で利用する場合をいい、共用使用とは、利用者が占有することなく譲り合って利用することをいう。
- 3 児童・生徒とは、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒をいう。
- 4 この表の単位金額の欄が時間当たりの金額となっている施設の使用時間が1時間に満たない時間がある場合は、1時間とみなして計算をする。なお、準備及び後始末に要する時間は、使用時間に含まれるものとする。

- 5 施設使用に伴う広告物の表示は、1平方メートル当たりの単価とし、1平方メートル未満であるときは1平方メートルとし、表示面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 6 付帯施設及び備品の使用については、別に定める。
- 7 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合であってもスポーツ以外に利用する場合の使用料は、この表の単位金額の欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 8 原則として規定時間外に利用することはできない。ただし、特別の理由により時間区分を超えて利用するときの使用料は、この表の単位金額の欄に定める額の5割に相当する額をその超える1時間ごとに加算した額とする。

施設の種類	施設の種類	単位金額			備考
		午前	午後	夜間	
		午前9時から	午後1時から	午後6時から	
		午後1時まで	午後6時まで	午後10時まで	
甲	集会所	800	1,000	1,600	
賀		円	円	円	

市	体育館	1,000	1,200	2,000
甲		0円	00円	0円
賀	野球場	2,000	3,000	—
中		0円	00円	
央	クレイテニスコート	1時間1面当たり		3
公		00円		
園	全天候テニスコート	1時間1面当たり		4
		00円		
	夜間照明	1時間1面当たり		3
		00円		
	多目的グラウンド	1,000	1,200	—
		0円	00円	
	レストハウス	800	1,000	1,600
		円	00円	0円
共同	研修室	800	1,000	1,600
福祉		円	00円	0円
セン	大会議室	1,000	1,200	1,800
ター		0円	00円	0円
	和室	400	600	800
		円	円	円
甲	甲賀 作業室	800	1,000	1,600
賀	匠の	円	00円	0円
市	里 和室	500	700	1,200

鹿 深 夢 の 森		円	円	0円		
	茶室	500	700	1,200		
		円	円	0円		
	夢の庭	2,000	3,000	—		
		0円	00円			
施設の名称		単位金額			備考	
甲 賀 市 信 楽 運 動 公 園	多目的広場1（野 球場）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	2,400円	
			1/2照明	1時間あたり	1,800円	
	多目的広場2（グ ラウンド）	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について は、500円を 加算する。	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		
		夜間照明	全照明	1時間あたり	1,800円	
	屋根付多目的広場	平日	1時間あたり	1,000円	17時以降の 利用について	
		土日祝日	1時間あたり	1,500円		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の甲賀市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

	0円	は、500円を 加算する。
ターゲットバード	1人当たり 400円	
ゴルフコース		

注 超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

議案第 88 号

甲賀市公園条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市公園条例の一部を改正する条例

甲賀市公園条例（平成16年甲賀市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表第1 甲賀市大河原緑地広場の項を削る。

別表第2 甲賀市伴谷総合運動公園、甲賀市岩上総合運動公園及び甲賀市柏木ふれあい運動公園の項中「野球場」を削り、同表甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイの項中「炊事施設」及び「サイクルポート」を削り、同表甲賀市大河原緑地広場の項を削る。

別表第3 あいの丘文化公園の項中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同表あいの森ふれあい公園青土ダムエコーバレイの項中「11月1日から翌年4月30日まで」を「12月25日から翌年1月6日まで」に改め、同表ブルーリバーパークの項中「午前8時30分」を「午前9時」に改め、同表矢川橋柚川河川公園の項を削る。

別表第4 を次のように改める。

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園

施設名	1時間あたり金額（円）
照明設備	500

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ

施設名	区分	金額（円）
バンガロー	宿泊 1日 1棟	12,000
	休憩 1時間 1棟	1,200
テントサイト	宿泊 1日 1区画	4,000
	休憩 1時間 1区画	400
体験施設	宿泊 1日 1室	9,000
	休憩 1時間 1室	900
	宿泊 1日 1棟	25,000
	休憩 1時間 1棟	2,500

野外ステージ (広場含む。)	1時間当たり	500
-------------------	--------	-----

備考

- 「1日」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。
- 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。
- 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 あいの丘文化公園

施設名	1時間当たり金額 (円)
展示広場	500
文化広場	500
お祭り広場	1,000

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

4 ブルーリバーパーク

施設名	1時間当たり金額 (円)
円形広場	500
三角広場	500

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

5 高間みずべ公園

施設名	区分	金額 (円)
テントサイト (1区画につき)	昼間 (午前10時から午後4時まで)	2,000
	夜間 (午後4時から翌日午前10時まで)	3,000
管理棟 (研修室)	半日 (5時間未満)	3,000
	1日 (5時間以上)	5,000

備考 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使

用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、3,000円に泊数を乗じて得た額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の甲賀市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市公園条例新旧対照表

改正案	現行								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条 公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(公園施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する公園の施設の内容は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 公園の有料施設を利用しようとする者は、別表第 4 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 1 3 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 4 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 3 条 公園の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(公園施設)</p> <p>第 4 条 前条に規定する公園の施設の内容は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 公園施設の利用日及び利用時間は、別表第 3 のとおりとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 8 条 公園の有料施設を利用しようとする者は、別表第 4 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 1 3 条 前条第 1 項の規定により指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表第 4 の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>別表第 1 (第 3 条関係)</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 1246 573 1294">名称</th> <th data-bbox="573 1246 1122 1294">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="253 1294 1122 1339">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1246 1464 1294">名称</th> <th data-bbox="1464 1246 2011 1294">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1144 1294 2011 1339">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	
名称	位置								
(略)									
名称	位置								
(略)									

甲賀市やまびこ公園	甲賀市土山町猪鼻316番地
(略)	

別表第2 (第4条関係)

名称	施設の内容
(略)	
甲賀市伴谷総合運動公園	自由広場
甲賀市岩上総合運動公園	自由広場
甲賀市柏木ふれあい運動公園	自由広場
(略)	
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ	バンガロー テントサイト _____ 体験施設 野外ステージ _____
(略)	
甲賀市やまびこ公園	自由広場
(略)	

別表第3 (第4条関係)

甲賀市やまびこ公園	甲賀市土山町猪鼻316番地
甲賀市大河原緑地広場	甲賀市土山町大河原1125番地1
(略)	

別表第2 (第4条関係)

名称	施設の内容
(略)	
甲賀市伴谷総合運動公園	野球場 自由広場
甲賀市岩上総合運動公園	野球場 自由広場
甲賀市柏木ふれあい運動公園	野球場 自由広場
(略)	
甲賀市あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ	バンガロー テントサイト 炊事施設 体験施設 野外ステージ サイクルポート
(略)	
甲賀市やまびこ公園	自由広場
甲賀市大河原緑地広場	テニスコート
(略)	

別表第3 (第4条関係)

施設名	閉園日	利用時間	備考
あいの丘文化公園		午前9時から 午後10時まで	
あいの森ふれあい公園 青土ダムエコーバレイ	12月25日から翌年1月6日まで		簡易宿泊施設
ブルーリバーパーク		午前9時から 午後10時まで	
高間みずべ公園	12月1日から翌年3月31日まで		テントサイト 管理棟

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園

施設名	1時間あたり金額（円）
-----	-------------

施設名	閉園日	利用時間	備考
あいの丘文化公園		午前8時30分から 午後10時まで	
あいの森ふれあい公園 青土ダムエコーバレイ	11月1日から翌年4月30日まで		簡易宿泊施設
ブルーリバーパーク		午前8時30分から 午後10時まで	
高間みずべ公園	12月1日から翌年3月31日まで		テントサイト 管理棟
矢川橋杣川河川公園		4月1日～9月30日 午前8時30分から午後6時まで 10月1日～3月31日 午前8時30分から午後4時30分まで	

別表第4（第8条、第13条関係）

1 岩上総合運動公園及び柏木ふれあい運動公園夜間照明使用料

施設名	使用料	備考
-----	-----	----

照明設備	500
------	-----

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ

施設名	区分	金額(円)
バンガロー	宿泊 1日 1棟	12,000
	休憩 1時間 1棟	1,200
テントサイト	宿泊 1日 1区画	4,000
	休憩 1時間 1区画	400
体験施設	宿泊 1日 1室	9,000
	休憩 1時間 1室	900
	宿泊 1日 1棟	25,000
	休憩 1時間 1棟	2,500
野外ステージ(広場含む。)	1時間当たり	500

備考

- 「1日」とは、午後2時から翌日の午前10時までをいう。
- 営利の目的をもって入場料その他これに類する金銭を徴収する

夜間照明	1時間当たり 500円
------	-------------

2 あいの森ふれあい公園・青土ダムエコーバレイ使用料

施設名	利用単位	使用料
バンガロー	1日 1棟	5,000円
	休憩 1棟 1時間	500円
テントサイト	1区画	3,000円
炊事施設	1人(休憩のみ)	400円
体験施設	1日 1室	7,500円
	1棟	21,000円
	休憩 1室 1時間	500円
	1棟 1時間	2,000円
野外ステージ(広場含む。)	8:30~12:00	1,000円
	12:30~17:00	1,000円
	0	
	17:30~22:00	2,000円
0		
サイクルポート	1台 1時間	1,000円

注

- 「1日」とは、午後3時から翌日の午前10時までをいう。
- 「休憩」とは、午前11時から午後2時までをいう。

場合は、入場料総収入額の1割に相当する額を使用料として徴収する。

3 利用時間が1時間に満たない場合の使用料は、1時間とみなした額とし、利用時間を延長する場合も同様とする。なお、利用時間は、本来の利用目的に要する時間のほか、準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

3 あいの丘文化公園

施設名	1時間あたり金額(円)
展示広場	500
文化広場	500
お祭り広場	1,000

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

4 ブルーリバーパーク

施設名	1時間あたり金額(円)
円形広場	500
三角広場	500

3 あいの丘文化公園使用料

施設名	利用時間	8:30~12:00	13:00~17:00	17:30~22:00
		2:00	7:00	2:00
展示広場		1,000円	1,000円	2,000円
文化広場		1,000円	1,000円	2,000円
お祭り広場		1,500円	1,500円	3,000円

4 ブルーリバーパーク使用料

施設名	利用時間	金額
円形広場	9:00~12:00	1,000円
	13:00~17:00	1,000円
	17:30~22:00	2,000円
三角広場	9:00~12:00	1,000円

--	--

備考 2の表備考2及び3は、この表において準用する。

5 高間みずべ公園

施設名	区分	金額 (円)
テントサイト (1区画につき)	昼間 (午前10時から午後4時まで)	2,000
	夜間 (午後4時から翌日午前10時まで)	3,000

13:00~17:00	1,000円
0	
17:30~22:00	2,000円
0	

注 入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、総入場料の10%に相当する金額を徴収する。ただし、その額が5,000円に満たないときは5,000円とする。

5 大河原緑地広場 (テニスコート) 使用料

施設名	時間	使用料	備考
テニスコート	8:30~22:00	1面、1時間当たり 200円	規定時間外に利用する場合は、1時間につき200円を徴収する。
夜間照明	17:30~22:00	1面、1時間当たり 600円	

6 高間みずべ公園使用料

施設名 (1区画)	区分	昼間 (午前10時~午後4時)	夜間 (午後4時~翌日午前10時)	備考
	テントサイト		2,000円	

管理棟（研修室）	半日（5時間未満）	3,000
	1日（5時間以上）	5,000

備考 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、3,000円に泊数を乗じて得た額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の甲賀市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

区分 施設名	半日 （5時間未満）	1日 （5時間以上）	備考
管理棟（研修室）	3,000円	5,000円	

注 昼間、夜間をそれぞれ引き続き使用するときの使用料は、それぞれの使用料額を加算した額とする。ただし、2泊以上の場合は、泊数×3,000円とする。